

ランダムによる価格決定方法の一部見直しについて（令和6年4月1日）

令和6年4月1日以降に公告もしくは入札執行通知を行う競争入札から、ランダムによる価格決定方法の一部について下記のとおり変更します。

【建設工事】

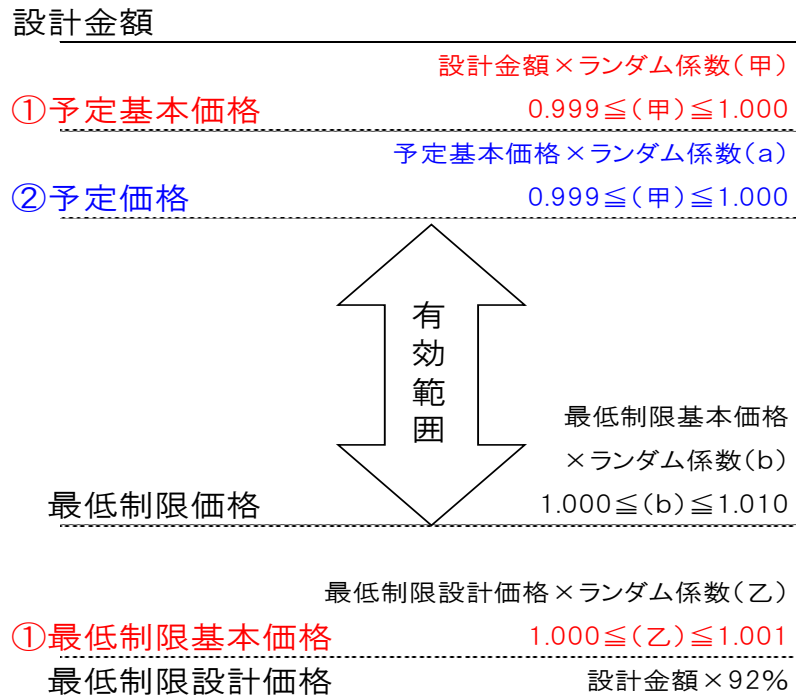
①事前ランダム化の廃止

事前ランダム化及び係数を乗じた予定基本価格、最低制限基本価格を廃止する。

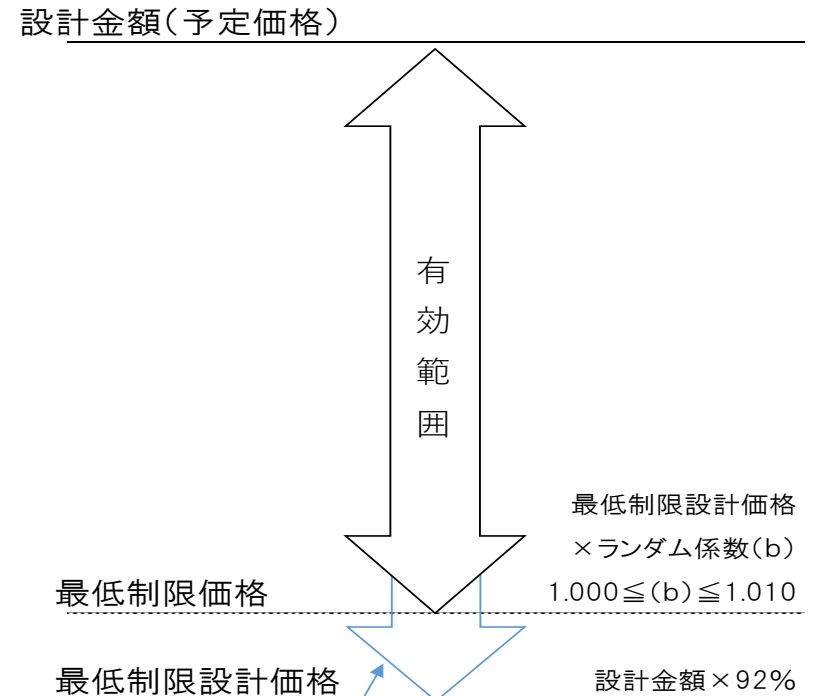
②予定価格の公開ランダム化の廃止

予定価格の公開ランダム化を廃止する。※最低制限価格の公開ランダム化は廃止しない。

現状(建設工事)



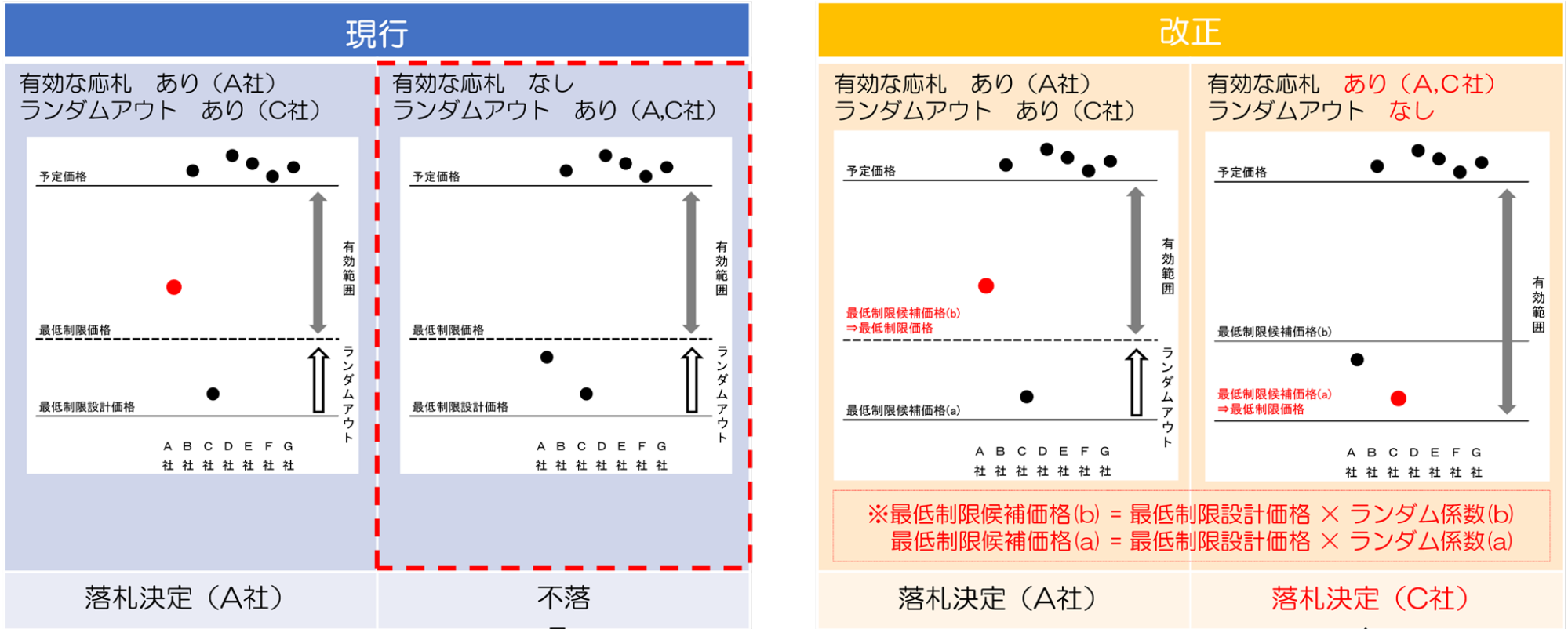
改正



※有効範囲の青線部は、次頁③の見直しによるもの

③最低制限価格の決定方法の見直し

ランダム係数を2つ設定する（通常のランダム係数（b）とランダム係数（a）= 1.0）（最低制限候補価格（b）を最低制限価格とする。ただし、予定価格以下、最低制限候補価格（b）以上の範囲に入札者がいない場合において、最低制限候補価格（b）未満、最低制限候補価格（a）以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制限候補価格（a）を最低制限価格とする。）



ランダム係数(a)を採用する

現行では不落であったが、改正後は落札となる

【建設関連業務委託】

① 予定価格の公開ランダム化の廃止

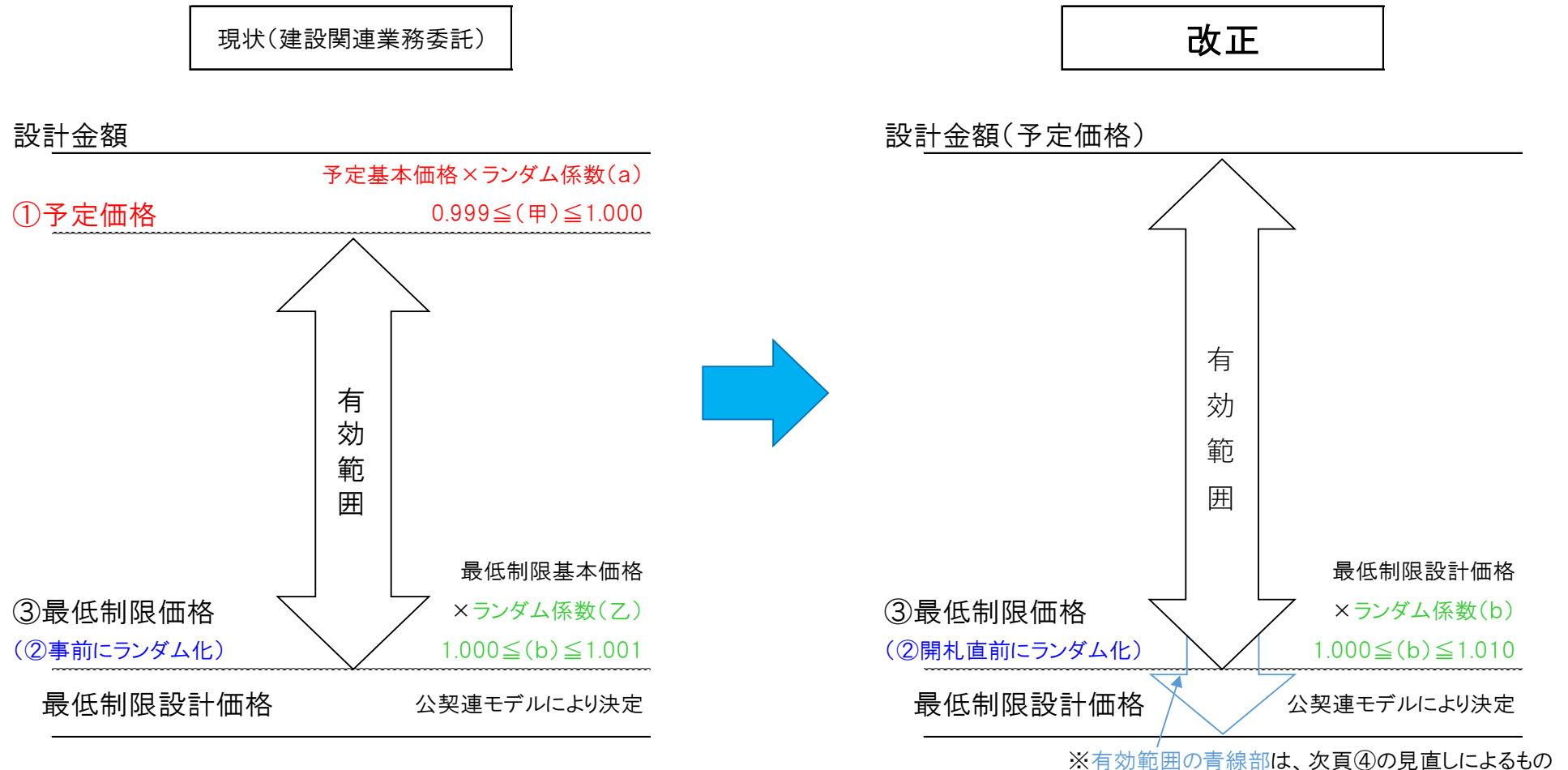
予定価格の公開ランダム化を廃止する。※最低制限価格の公開ランダム化は廃止しない。

② 最低制限価格のランダム化を行う時期の変更

入札前にあらかじめランダム化して決定していた最低制限価格を、開札日（開札直前）に入札会場で決定する。

③ ランダム幅の変更

最低制限価格の決定に係るランダム係数の変動上限値を、1.001から1.010に変更する。



④最低制限価格の決定方法の見直し

ランダム係数を2つ設定する（通常のランダム係数（b）とランダム係数（a）=1.0）（最低制限候補価格（b）を最低制限価格とする。ただし、予定価格以下、最低制限候補価格（b）以上の範囲に入札者がいない場合において、最低制限候補価格（b）未満、最低制限候補価格（a）以上の範囲に入札者が存在するときは、最低制限候補価格（a）を最低制限価格とする。）

